

消防局訓令番 号	消防局訓令名	公布年月日
消防局訓令 第 1 2 号	さいたま市消防職員分限懲戒等審査委員会規程の一部 を改正する訓令	平成30年12月7日

さいたま市消防局訓令第12号

さいたま市消防職員分限懲戒等審査委員会規程の一部を改正する訓令

さいたま市消防職員分限懲戒等審査委員会規程（平成13年さいたま市消防本部訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 委員会は、消防局長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、消防局長に答申するものとする。 (1) 法第28条第1項に規定する職員の分限に関する事項 (2)・(3) [略] 2 [略]	(所掌事務) 第2条 委員会は、消防局長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、消防局長に答申するものとする。 (1) 法第28条第1項及び第2項に規定する職員の分限に関する事項 (2)・(3) [略] 2 [略]

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。